

「第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画（素案）」に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方

- 意見提出手続期間 令和5年12月22日（金曜日）から令和6年1月26日（金曜日）まで
- 意見の件数等 6者（個人6人）から16件
- ※ 御意見につきましては、原文どおりを基本としておりますが、一部読みやすくするため、修正を行っております。
- ※ 原文に個人名などが記載されている場合はく >で表記しています。

| No. | 御意見 | 旭川市の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(1)第6期計画の成果目標及び実績値/本計画の成果目標＝省略。(2)第6期計画期間における現状＝「精神障がいにも対応した地域包括システム」とは、精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い・教育(普及啓発)が包括的に確保されたシステムのことを指します。このシステムが「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものとなり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されています。第6期計画期間中においては、医療(精神科病院訪問看護事業所)、相談(地域活動支援センターI型、基幹相談支援センター)、行政(障害福祉、保健所、住宅政策)等の関係者で構成する協議の場を令和4年度末までに9回開催し、地域の現状と課題解決に向けた取組等の確認シートを作成しました。(3)成果目標達成に向けた取組＝ア、協議の場に先立ってコアメンバーで成果目標を共有し、協議の場で目標選定、目標達成に向けた活動、活動結果の評価までの一連の取組が円滑に進められるよう努めます。イ、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い・教育(普及啓発)の5項目からなる構成要素に分類される課題の中から、協議の場で毎年度取り組むべき目標を選定して達成に向けた活動を行い、活動結果の評価を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行援護資格をもっと旭川でも取得しやすくし、有資格者が増えるようにして欲しい。 ・<事業所名>の3階、4階とも冷暖房式エアコンや、電気工事の60A(アンペア)以上にしてほしい。 ・今後の炊事遠足、登山、りんご狩り、体験学習は継続する事に成った。 | <p>いただいた御意見を踏まえて、本計画第7章の2(2)に、以下の文章を書き加えました。</p> <p>「支援員として就労するために資格を必要とする職種について、資格取得を促進する取組を検討します。」</p> |
| 2 | <p>3. 障害福祉関係の推移＝第6期計画期間までの進捗状況を見ると、全国共通の基準により実施される障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に係る事業費(以下「サービス事業費」という。)が毎年増加しており、令和4年度の決算額は約122億円と、平成29年度の決算額の約1.18倍となっています。このことは、多くの障がい者がサービスを利用できるようになっているということであり、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等事業者が積極的に事業展開を進めることで本市におけるサービス提供体制が拡大していることを示しています。一方サービス事業費の増加にもかかわらず、個々の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等については、重度障がい者、医療的ケアを必要とする人、強度の行動障がいのある人等が利用可能な事業所が限られている等の課題が第6期計画期間中から続いています。また、サービス事業費が増加する一方、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を補完するものとして、地域の実情等に合わせ、市町村の創意工夫により実施可能となる地域生活支援事業の予算を確保することが難しい状況も続いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後(炊事遠足、登山、りんご狩り、体験学習は継続する事になった。 | <p>いただいた御意見は、今回の素案と概ね同様の内容であり、今後本計画に基づき、本市における福祉サービスの提供体制の確保等に努めます。</p> |

| No. | 御意見 | 旭川市の考え方 |
|-----|---|---|
| 3 | <p>色々計画がありますが、一番は支援員さんの報酬を他職より高くする事です。何をするにも、職員さんが十分でなくては、何もできません。</p> <p>1. 旭川地方手当などを作る。 2. 学生に返済なしの奨学金を作る。 3. 十分な職員体制を作り休日など、働きやすい環境を作る。 今一番早急にできる事は、報酬を上げる、この一言に尽きます。</p> <hr/> <p>最後にもう一度書きます。職員さんの報酬を他職より高くして下さい。誇りと自信、そして希望を持って仕事ができる環境を作る事が必要です。人は何にも増して、大事な財産です。</p> | <p>支援員の増加施策に関しましては、障害福祉サービス事業所等における担い手不足にもつながる課題ですので、本計画における担い手不足対応の内容を踏まえながら、いただいた御意見を今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>移動支援事業</p> <p>今、私の回りの知的障がい者の人達はまったくと言うほど移動支援サービスが使えないと言ってます。市から支援時間を支給されています。</p> <p>使える事業が少なく、現実には使えないのは、福祉関係者の方々では知られています。地域で生活するように地域で生活できるようにするためには移動支援事業はなくてはならないサービスです。市の資料では、利用達成率が70～89%と高いのです。障がいの違いによって利用状況に違いがあるのか？知的の方々にはまったく移動支援が利用できないと言ってます。</p> <p>また、第6期計画見込量より第7期見込量の数が減っています。事業所がなくて、使いたくても使えていないのに、見込量を減らすのは、間違ってます。移動支援サービスを使えるように事業を増すのが正しいと思う。</p> <p>8050問題が目まぐるしく迫り地域で安心して生活するためには、移動支援サービス・居宅介護サービス・日中一時支援・ショートステイ・レスパイトショートステイの各サービスを、組合せて使っていけるようにすることで地域での生活が成り立っていきます。</p> | <p>移動支援事業に関しましては、潜在的需要が一定程度あるものと認識しており、いただいた御意見を踏まえて、本計画第6章の1(4)ウの内容を以下のとおり修正しました。</p> <p>「今後も安定したサービス提供体制を維持するため、障害福祉サービスの訪問系サービスとの住み分けや、地域の実情や事業者のニーズを踏まえた適正な報酬の在り方について検討を進める必要があります。」</p> <p>↓</p> <p>「今後も安定したサービス提供体制を維持するため、事業所増加に向けた施策や障害福祉サービスの訪問系サービスとの住み分け、地域の実情や事業者のニーズを踏まえた適正な報酬の在り方について検討していきます。」</p> <p>見込量につきましては、第6期計画における実績値に基づき算出したものです。</p> |
| | <p>相談支援事業</p> <p>旭川市では、令5年4月に相談支援事業を障がい別より地域分けにしました。なぜでしょうか？今求められている事は、ワンストップで問題を解決する事ではないでしょうか。もっとも専門的でもっとも十分な実践経験を持って相談者を的確にみちびく。相談支援をおこなう人々は、もっとも専門的でもっとも十分な実務経験にもとずき、相談支援やアドバイスをすべき人です。問題を抱えこんだり、未解決にするような事がおきないようにする。関係各所と連携して、協働して的確な支援をして欲しい。相談支援員、個人の責務だけではなく、全体的なスキルアップに務めて、さらにスーパーバイザーの養成をする事が旭川市の喫緊の責務であると思う。</p> | <p>地域分けは、障がい者等への一般的な相談対応の体制整備の一環で実施したものです。この体制では、各地域の相談支援を担う事業所が問題を抱え込まないよう、基幹相談支援センター及び他地域の相談支援を担う事業所が定期的に連絡会議を開催しており、必要な助言等を受けられるようになっています。</p> <p>相談支援専門員全体のスキルアップに関しては、本計画第3章の6に記載するのとおり研修を実施し、スーパーバイザーの養成については今後検討します。</p> |

| No. | 御意見 | 旭川市の考え方 |
|-----|---|---|
| 4 | <p>○障がい者の移動に関する支援制度があるが思う様に使えない状況です。医療的ケアが必要な方や地域で暮らすために余暇活動等にも必要に感じます。</p> | <p>移動支援事業に関しましては、潜在的需要が一定程度あるものと認識しており、いただいた御意見を踏まえて、本計画第6章の1(4)ウの内容を以下のとおり修正しました。</p> <p>「今後も安定したサービス提供体制を維持するため、障害福祉サービスの訪問系サービスとの住み分けや、地域の実情や事業者のニーズを踏まえた適正な報酬の在り方について検討を進める必要があります。」</p> <p>↓</p> <p>「今後も安定したサービス提供体制を維持するため、事業所増加に向けた施策や障害福祉サービスの訪問系サービスとの住み分け、地域の実情や事業者のニーズを踏まえた適正な報酬の在り方について検討していきます。」</p> |
| | <p>○「支援員不足」－報酬の見直し、職場の環境作りなど早急に進めて欲しい。</p> | <p>支援員の増加施策に関しましては、障害福祉サービス事業所等における担い手不足にもつながる課題ですので、いただいた御意見のとおりスピード感を持って、本計画における担い手不足対応の取組を進めます。</p> |
| | <p>○計画相談支援について 専門員さんが担当する件数が多く大変なので、スーパーバイザーとなる方が対応する体制も必要では？</p> | <p>本市では相談支援専門員の絶対数が少ないことが、計画相談支援の利用が進まない主要な要因と考えています。課題解消に最も有効なのは相談支援専門員を増加させることと思われるため、本計画における担い手不足対応の取組を進めます。</p> |
| | <p>○災害時に備えて一障がいのある方が避難できる場所、又避難場所で必要なものや支援が個々に違うので、障がいのある方の把握が必要に思います。</p> | <p>本市では、障がいのある方を含む災害時の避難に支援が必要な方の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成しています。</p> <p>本人の同意を得られた名簿は、平時から地域の関係者に提供して、避難支援の方法を検討いただくなど、避難支援体制の構築を支援するほか、災害時対応に向けては本計画第7章の4に記載するとおり取り組みます。</p> |

| No. | 御意見 | 旭川市の考え方 |
|-----|--|---|
| 5 | <p>○相談支援専門員（計画相談支援事業所）について 計画相談を利用するまでに旭川市は年単位の待機です。他市町村は待機があったとしても3か月程度とのこと。研修等で旭川市の現状を聞いた他市町村の相談支援専門員の方々は驚かれます。「旭川市の規模だから」とフォローしてくれますが、旭川市の規模だからこそ早々に調整しなければならない分野なのではないかと思えます。利用したい時には使えず年単位で待機し、計画相談の順番が回ってきた時には、すでに福祉サービス利用が開始されある程度回っている時であるため、今更計画相談が入る意味がわからずキャンセルする方も少なくない状態が続いていることについてどういう考えか？アンケート結果にあった「相談支援専門員が疲弊している…（同様の回答70件）には納得です。だからこそ、ここまで旭川市の相談支援専門員や計画相談支援事業所の数が少なく、報酬等の整備がさえず、かつ進まない最大の理由は何か？</p> <p>○保育所等訪問支援について 利用が低調だった理由の1つは、福祉サービス利用時に計画相談が入らなかったことで、サービス調整段階で保育所等訪問支援の情報が入りにくいことではないか？また、訪問支援ができる人材が少ないとも聞きますがそのあたりの現状はどうなのか？幼稚園や保育所などの現場職員の力量が上がっている分、知識ない方が保育所等訪問支援に来ることは、現場としても必要性を感じないのではないか？</p> <p>○旭川市でイメージするインクルージョン保育はどのようなものか？表現は悪いですが、「いつでも誰でもみんな一緒」というのは現実的に現場では難しいですし、意味がなく、むしろ悪いお互いに悪い影響しかない場合もあると思えます。インクルージョンの調整に保育所等訪問を入れる体制が理想ですが、それまでの道のりがかなり長いようにしか感じません。</p> | <p>本市では相談支援専門員の絶対数が少なく、計画相談支援を必要とする利用者に支援が届きにくい状況にあることは、早急に解消すべき課題の一つであると考えています。相談支援専門員の増加施策に関しましては、本計画における担い手不足対応の取組を進めます。</p> <p>御意見のとおり、サービス調整段階で情報が入りにくかったことが利用低調の一因となっている可能性はあると考えています。また、知識が豊富な人材が支援に当たるのが理想的であることは言うまでもありません。保育所等訪問支援の利用促進に向けては、本計画における障がい児支援の提供体制の整備等の内容を踏まえながら、いただいた御意見を今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p> <p>インクルージョンの推進に関しましては、現実的に現場が対応できる範囲に配慮しながら、障がい児支援の提供体制の整備等を進めます。</p> |
| 6 | <p>①障害児相談支援について。支給決定者が通所支援全体の19%というのは、他都市と比較してもかなり問題な数字と思っています。利用したくても「1～2年待ち」と言われ、大多数が諦めています。支給決定時の計画立案も大事ですが、利用中の支援や相談が継続することが適切な支援、親の支えにもなると思えます。利用開始すればいいものではない。事業所へのアンケート結果の資料編9ページにある「11計画相談支援事業所増加に向けた取組」に記載されている内容すべてが大事な指摘と思えます。一つ一つに市としての考えを回答されているのでしょうか。その回答を市民にも公表を希望します。</p> <p>②保育所等訪問支援について。サービス受給者証発行時の保護者の主なニーズは児童発達支援であると思われ、当支援を知らない場合も多い。手続きの際にもっと保護者へ事業の周知をしてほしい。これも仮プランで発進している弊害かもしれない。</p> <p>③他の民間児童発達支援センターの送迎は個別対応だが、市の児童発達支援センターの愛育センターの送迎は既定のバス停までいかななくてはならず、利用しにくさを感じる。</p> <p>④居宅介護支援事業所の撤退が相次いだことと考えられる理由は何でしょうか。重度の障害をもつ方のみならず、精神障害者福祉保健手帳所持者も3級の増加が顕著であり、自宅で社会生活を営む精神障害者の方にとって大事な支援と思う。</p> | <p>障害児通所支援の利用者が相談支援専門員によるモニタリング等を受けることが適切な支援、保護者の支えになるということは、御意見のとおりと考えています。解決に向けては相談支援専門員を増加させる必要があるため、本計画における担い手不足対応の取組を進めます。事業所へのアンケートは質問を受け付ける趣旨で実施しているわけではないため、一つ一つに回答はしていません。</p> <p>保育所等訪問支援の利用促進を図る上で、保護者への事業の周知は重要な一要素であると考えています。利用促進に向けては本計画における障がい児支援の提供体制の整備等の内容を踏まえながら、いただいた御意見を今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見を踏まえて、今後の検討はしてまいります。愛育センターの利用者は非常に多いため、送迎に関する個別対応の体制構築は現時点では困難です。</p> <p>支援員不足が一因と考えられるため、増加に向けて、本計画における担い手不足対応の取組を進めます。</p> |